# 分配的平等主義の批判

森 村 進\*

- I 序
- Ⅱ 「平等」の中心性先取りの誤謬
- Ⅲ 相対的な平等と絶対的な生活水準
- Ⅳ 規範的デフォルト状態としての平等?
- V 分配されるものの量は一定だという想定
- VI 結語

## I 序

この論文は分配的正義における平等主義に対するリバタリアニズムの立場からの一批判を述べる。「一批判」というのは、他の多くの論点についても言えることだが、リバタリアンの間で分配的正義に関する統一的な見解があるわけではないからである(リバタリアニズムについては、一般的に森村 [2001] ; [2005] を参照)。たとえばノージックは財産権について純粋に手続き的な「歴史的理論」を主張するし(Nozick [1974])、ハイエクは、そもそも分配的正義あるいはその同義語とされる「社会的正義」の観念自体を斥けている(Hayek [1976] ; [1960], ch. 20も見よ)。この二人とも、基本的に自由社会では財の所有は人々の随意的な行為の結果であって政府の決定によって分配されるべきものではないと考えているという点では、分配的正義の観念そのものに対する根本的な批判者と言える。もっともノージックは「分配的正義」という言葉を広く使って、その中に彼自身の歴史的権原理論も、ロールズの格差原理に代表されるような結果状態原理も、両方含めているが、今日「分配的正義」という言葉が使われる場合は、結果状態原理、それも平等主義的なものを意味することが多い。またハイエクは公的扶助の必要性は認めるが(Hayek [1960]、ch.19)、それを正義の観念と結び

<sup>『</sup>一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第6巻第2号2007年7月 ISSN 1347 - 0388

<sup>※</sup> 一橋大学大学院法学研究科教授

付けてはいない。

ノージックのような分配政策の原理的な批判者と違って、私がこの論文で支持する制度は、最低限の生活を保障するためのある程度の富の再分配を認めるものであり、それを分配的正義の名前で呼んでも構わないと思う。つまり私は自己所有権と自由市場から生ずる財産権が正しいとは思うが、最低限の生活保障のための再分配がそれを制限することは正当だと考えているのである。それゆえ私は私有財産の保護という点に限れば、彼らほど断固たるリバタリアンとは言えないだろう。それでも私が私見をリバタリアニズムに属すると考えるのは、私が個人的自由を尊重し、経済的平等の実現は政府の任務ではなく、現在の福祉国家よりもはるかに小さな政府が正当と考えているからである。

実際私は、人が自らの正直な取引や労働によって得た稼ぎを政府が十分な補償もなしに強制的に奪うことは搾取に他ならないと考えているから、そのような分配を「分配的正義」の名の下に擁護することは、それが最低限度の生活の保障のためのやむをえない手段であっても、躊躇を感じざるをえない。ただし本論の主目的はリバタリアニズムの正義論の積極的な正当化を行うことではなしに、その立場から平等主義的な分配的正義論を批判するという、より消極的なものである。私は前者(積極的正当化)をすでにいくつかの著作でしているが(森村[1995];[2006a]など)、後者(分配的正義論批判)はまだ散発的にしか行っていないからである。ジョン・ロックの『統治二論』の第一論文が当時有力だったフィルマーの王権神授説の論駁であり、第二論文が自らの政治思想の積極的な開陳だったという先例を引き合いに出せば、私の前述の従来の著作はおおむねロックの第二論文に、本論は第一論文に対応するといえる。リバタリアニズムの正義論が説得力を持つためには、積極的正当化の試みだけでは不十分で、現代の倫理学や政治哲学の学界で有力な平等主義がいかなる欠点を持っているかを示すことも必要だろう。

なお本論で「平等主義」と呼ぶのは、効用であれ資源であれ「基本財」であれ、何らかの利益の平等化のために財の強制的分配(極端な場合には人々の強制労働までも)を主張する思想をいうのであって、「法の下の平等」を主張する思想ではない。この点は次の節で述べる。

## Ⅱ 「平等」の中心性先取りの誤謬

#### 1「何の平等か?」が根本問題か?

「時の試練に耐えて生き延びてきた社会制度に関するいかなる規範的理論も、 その理論が特に重要だと見なしている何かに関する平等を要求している。」(Sen [1992] 邦訳17-18ページ)

「[近代西欧の政治文化の支配的伝統の] 内部で行われる政治的正義をめぐる 議論は、平等な配慮は結局どのようなことに帰着するのかという論点をめぐる議 論として理解可能なものでなければならない。換言すれば、これらの議論は、抽 象的な意味での平等をどのように解釈し観念すべきかという論点をめぐる議論と して理解可能なものでなければならない。」(Dworkin [2000] 邦訳182ページ)

分配的正義に関する現代の代表的な論者の著作から採ったこの二つの引用文は、平等主義者が正義論において平等を中心的な価値であると前提しているということの例証である。かくして平等主義者は、正義論とは「何の平等か?」とか「平等な配慮とは何を意味するか?」といった問題に他ならないと主張する。キムリッカはドゥオーキンの提案に従って、功利主義を含む現代政治哲学の諸理論をすべて「平等者としての処遇」という理念のさまざまな解釈として説明しようとする(Kymlicka [2002]. 特に邦訳6-8ページ)。このような発想は「なぜ平等が重要なのか?」という、一層根本的な問題を初めから無視している。センは、「なぜ平等でならなければならないのか」よりも「何の平等か」の方が根本的な問題であり(Sen [1992] 邦訳22ページ)、「課題1 [なぜ平等でなければならないのか] は課題2 [何の平等か] の出来の悪い代用品に過ぎない」(同上・17ページ)と主張する。ここから「何を平等に分配すべきか?」という問題のたて方まではあと一歩にすぎない。

しかしそれは誤った前提である。正義論を「何の平等か?」の問題に還元することは、正義論を平等主義陣営内部の内輪もめに矮小化させることになる。人は平等主義者による論点の先取りに惑わされてはならない。たとえば正義論の歴史を顧みればプラトンとヒュームの正義の観念は相互に全く異質だが、いずれも「何の平等か?」という問題とは結びつかなかった。もっともドゥオーキンなら

〈彼らの正義論は近代の政治文化の中での正義論とは違う〉と答えるかもしれない。しかし近代的な政治的正義論だけに限っても、平等主義者の前提は間違っている。たとえば古典的功利主義は平等に重要な意味を認めないし、リバタリアニズムも解釈によってはそうである。

#### 2 平等に重きを置かないさまざまの正義論

まず功利主義を考えてみよう。上記の引用文の次の段落でセンも認めているように、「功利主義者は、すべての人々の総効用の和を最大化することを求めているのであって、これは明らかに平等主義ではない」(Sen [1992] 邦訳18ページ)。ところが同じくセンに言わせると、「功利主義はすべての人々の効用に対して全く等しい重要性を認め、最大化の定式化によって各人の効用の増分に対して等しいウェイトを付けることを求めている。このように功利主義は、平等主義的な要素を持っていると言える」(同上・邦訳19ページ。220ページも見よ)。また「価値に応じた分配」という一見反平等主義的な主張についてさえ、センは「それだけの価値のある者には大きなシェアを与えるということを定式化する場合、価値の等しい者は等しい取り扱いをする、あるいは同じ報酬を与えると言うことになろう。このように、平等主義に対する批判も、他の面では平等主義を求めているということになる」(同上・邦訳20ページ)と言って、あらゆる正義の主張が平等主義の何らかのヴァージョンであるかのように述べている。

しかし功利主義が効用のウェイトづけの点では平等を採用し、「価値に応じた分配」論者が同じ価値の人の間では平等を主張するからといって、彼らが「何の平等か」に関心を持っているということにはならない。功利主義者が関心を持っているのはあくまでも効用の最大化であって、その効用を、誰が・いつ・何において・どの程度等しく享受するかについては関心を持たない。センが功利主義の中に見出している「平等」とは、要するに〈誰の効用であれ、同じ大きさの効用は同じように評価される〉ということである。この意味の「平等」はピーター・シンガーにならって〈利益に対する平等な配慮〉(Singer [1979] 邦訳25-31ページ)と呼ぶこともできるが、通常の意味では全く不平等な帰結をもたらしうる。なぜなら同じ大きさの効用を得るためには障害者よりも健常者の方が少しの財し

か必要としないとしたら、功利主義は健常者に財を与えることを要求するからで ある。

さらにセンが言うように「価値に応じた分配」論者も水平的平等を要求するから平等主義の一種だというなら、〈あらゆる人は自分の身分・家柄・性別・生まれた順序に従って取り扱われるべきだ〉という厳格な身分制の道徳も、各人を等しく階層秩序の一員として尊重する平等主義だということになってしまうだろう。それどころか、初めから規範的な道徳理論や正義論であることを目指さない純粋な利己主義さえも、あらゆる人間を等しく自分の目的実現のための手段として取り扱うから平等主義だと言えよう。

ある実践的主張のどこかに平等の概念を見つけることができるからといって、 その理論が「何の平等か」を問題にしていると考えることは、その理論の問題関 心をゆがめてしまうのである。

次に、リバタリアニズムは平等主義的と言えるだろうか? 契約論的リバタリアンのゴティエは「平等はわれわれの理論の根本的な関心対象ではない」(Gauthier [1986] 邦訳319ページ)と言っているが、その特徴づけは正しいだろうか? リバタリアンは各人を自己所有者として尊重して、その消極的自由を平等に保護しようとする。もう一度ゴティエの表現を借りれば、「公平な実践というものはあるがままの人々を尊重する。それは人々の間の様々な平等と同様に様々の不平等を尊重する」(同上)。諸個人の自由な活動の結果として生ずる結果の不平等――それを計る尺度が「効用」、「資源」、「利益へのアクセス」等何であれ――が正義に反するとはみなさない。せいぜいのところ、最低限度の生活水準の保障や公共財の提供のための再分配を認めるだけである。むしろ経済的な平等をもたらすための分配は、その受益者のために負担者から搾取するという点で不公正を含むと考える。だからリバタリアニズムが要求する平等は、分配的正義の意味での平等ではなく、古典的自由主義の意味での「法の下の平等」ということができる。

この「法の下の平等」は、しばしば日本では「機会の平等」と同一視されるが、 それには問題がある。なぜなら「機会」という言葉で法的自由だけを指すならば その同一視は正しいが、実際には「機会」はそれ以上のことを含むことも多いか らである。たとえば学歴とか家庭環境とか社会環境といった要素の相違が「機会の平等」に反するかのように語られることは多い。それどころか、ドゥオーキンをはじめ最近の英語圏の平等論では、本人の生来の才能や健康状態さえも「機会」の中に含めるほどの広い用語法が幅をきかせている。つまり、むろん才能や健康状態それ自体は分配できないが、これらの要素に恵まれない人々には他の移転可能な財を配分することによってスタートラインを平等にすべきだと考えられているのである。

だがリバタリアニズムは法の下の平等を超えた意味での機会の平等を求めるものではない。ハイエクが言うように、「政府の決定の影響下にあるような(公務員の採用といった)便宜とか機会に言及する限り、その要求は古典的自由主義の中心的論点の一つであった」(Hayek [1976], p. 84)が、現実の機会均等を達成するためには、政府は人間生活のあらゆる分野をコントロールしなければならない(Ibid., pp. 84f.)。「法の目的は万人のチャンスを等しく改善することであるべきだ」が、それは万人に同じ利益(の確率)を与えるということとはまったく別である(Ibid., pp. 129-131)。「個々人が生活を始める家族制度にわれわれが依拠する程度まで、ある人の見通しに影響を及ぼす事象の連鎖は、必然的に、個々人の生活期間を越えて、広がっていく。それゆえ、カタラクシーの展開過程では、様々な個人の出発点がそしてまた見通しが違うのは、避け難いのである」(Ibid., p. 131)。またロスバードも諸個人の内的・外的条件の無限の多様性を指摘して「機会の平等」の主張を批判して言う。「人生は各人が同じ地点からスタートすべきレースやゲームではない。それは各人ができる限り幸福になろうとする試みである」(Rothbard [1970], p. 214)

このようにリバタリアニズムが要求する平等は、分配的平等でなくて、法の下の平等あるいは消極的自由の平等である。言うまでもなく、「法の下の平等」というときの「法」は、どんな法律でも構わないのではなくて、自由を尊重する法である。

ところで、平等の概念を全く取り入れるべきでないと主張するリバタリアンもいる。今引用したロスバードは、「どの人も、他のいかなる人の等しい自由を侵害しない限り、自分の欲することをすべて行う自由を有する」というハーバー

ト・スペンサーのリバタリアンな『平等な自由の法』の主張に賛成するが、この定式に「平等」の概念が用いられていることを欠陥だとみなす。その理由のうち重要なものの一つはこうである。「『平等』という用語は、一定の長さを持つ単位で測ることができる同一性を意味する」が、自由とはそういうものではない(Rothbard [1970], p. 215)。もう一つの重要な理由は、「『平等な自由の法』において『平等』という概念は正当な地位を持たない。それは『すべての』という論理的量化子によって置き換えられる」(Ibid., p.216)というものである。これは換言すれば、「平等な自由」というよりも「普遍的な自由」という方が適切だ、という趣旨だろう。

ロスバードのこの主張は正当だろうか? 私は彼の後者の論拠には納得できない。ロスバードが言うように確かに「平等」という言葉は「すべての」で置き換えられるかもしれない。しかし普遍性を平等の用語法で表現することをロスバードほど毛嫌いする理由はなさそうに思える。実際に身分制のような不合理な差別に反対する際、人々は人間の間の共通性・同等性に訴えてきたのである。

しかしロスバードが平等の概念に反対する前者の論拠は重要である。リバタリアンのいう「平等な自由」の平等とは、分量の等しさではない。リバタリアンは万人に同じ程度の量の自由を分配すべきだと言っているのではなくて、〈他者の干渉を受けない〉という同一の内容の自由を万人に保障すべきだと言っている。スペンサーの言う「平等な自由」もそういう意味である。自由は政府が国民に配給するものではないから「分配的正義」の対象ではない。これに対して平等主義者は、自らの重視するもの(それが効用であれ資源であれ社会的基本財であれ潜在能力であれ)の量について、生得的な不平等や社会的な不平等をなくすために政府が分配すべきだという主張を共有している。要するに、リバタリアンは(消極的)自由の平等には賛成するが、平等主義の分配的正義には反対する。従って「何の平等?」という問題の立て方に加わろうとはしないのである。

## Ⅲ 相対的な平等と絶対的な生活水準

1 等しからざるを憂えずして、貧しきを憂う

では分配的正義の問題についてリバタリアンはどう考えるのだろうか? 第 I

節で述べたように、リバタリアンの中には財の一切の分配に反対する論者もいるが、私はその立場は説得的だとは思わない。自己所有権に基づく自由も大切だが、〈自分の責任でもないのに極端に悲惨な目に陥る人がいるべきではない〉という人道主義的考慮も無視できないからである(森村 [2004])。

しかしここでは、この人道主義的考慮は個々人の絶対的なレベルでの生活水準に関心を持っているのであって、平等主義のように他の人々(それがいかなる人々であれ)との比較における相対的な関係に関心を持っているのではない、ということに注目すべきである。人道主義の立場は「等しからざるを憂えずして、貧しきを憂う」(同上・142ページ)である。その背後にある熟慮された判断は、各人の効用は他の人々との効用とは無関係に評価されるのであって、たとえば他の人々の生活水準が向上したからといってそのことによって私の生活水準が少しでも低下するわけではないし、彼らが不幸になったからといって私が少しでも幸福になるわけでもない、というものである(蔵[2007]124-128ページも参照)。人道主義的考慮からして望ましいとみなされる分配は財の不平等を小さくする方向に向かうことがあるが、それは結果としてそうなるにすぎず、平等それ自体を目指しているわけではないから、それは非平等主義(「反平等主義」ではなく)と特徴づけることができる。

このような非平等主義的人道主義に属する分配的正義論の代表的なものとして、最近「優先性説」と「十分性説」が提唱されて論じられているが(たとえばWolff [2003])、どういうわけか日本の数多い正義論研究ではほとんど論じられていない(重要な例外として橋本 [2003] がある)。それぞれについて説明してみよう。

#### 2 優先性説

「優先性説 (Priority View. "prioritarianism" とも呼ばれるし、Temkin [1993], esp. p. 8 n. 11 は "extended humanitarianism"と呼ぶ)」は、デレク・パーフィットが公刊以前の草稿段階から有名だった論文「平等か優先性か?」(Parfit [2000])の中で、純粋な平等主義と明確に区別した見解である。

まずパーフィットのいう意味の平等主義の方から説明しよう。それは人々の暮

らし向きの平等について「〈ある人々が他の人々よりも暮らし向きが悪いということは、それ自体として悪いことである〉という平等原理」(Ibid., p. 84)をとる思想である。「純粋な平等主義者」でない「多元主義的平等主義者」ならば、平等原理以外の理由(たとえば「効用原理」)から、不平等な状態の方が総合的には望ましいと認めることもあるが、それでも平等な状態の方がある点ではすぐれていると信じている。

平等主義に対する反論はいろいろあるが、中でもパーフィットが一番説得力があると考えるのは、彼が「レベリング・ダウンの反論(the Levelling Down Objection)」と呼ぶもので、〈もし不平等がそれ自体として悪いことならば、暮らし向きのよい人々が不運にも他の人と同じくらい暮らし向きが悪くなった場合、それは誰にとっても改善でないのに、平等という点では改善とみなされることになってしまうが、この帰結は馬鹿げていると思われる〉という内容である。私が思うにこの反論は、暮らし向きのよい人々だけが不運に見舞われるのではなしに、暮らし向きの悪い人々も不運に見舞われて全員の生活水準が同じところまで悪化するという例を考えれば、一層圧倒的な説得力を持っている。ラリー・テムキンはこの反論に抗して平等主義を弁護しようとする果敢な試みを行っている(Temkin [1993]、ch. 9; Temkin [2000])。そのためにテムキンがあげる論拠は、〈罪人がふさわしい報いを受けることは、たとえ誰の状態をも改善しないとしても、ある意味ではよいことだと考えられるから、レベリング・ダウンもある意味ではよいことだと考えるのに無理はない〉といったものだが、私には成功しているとは思えない。

なお厳密に言えば、上記の平等主義の議論はパーフィットの言う「目的論的平等主義」にあてはまるが、彼が「義務論的平等主義」と呼ぶものにはあてはまらない。「前者はある種の不平等が悪いことだと主張するが、後者はわれわれがその不平等を防止できるならそうすべきだと主張する」(p. 94)。つまり目的論的平等主義は事態の善悪についての主張なのだが、義務論的平等主義は人間の行為の正不正についての主張なのである。しかしパーフィットも指摘しているように、もしある不平等の状態を悪いものだと考えないならば、なぜその状態を平等化すべきだと考えるのかは説明しがたい(pp. 94f.)。それゆえ義務論的平等主義

#### (42) 一橋法学 第6巻 第2号 2007年7月

者は、自覚しているかどうかはともかくとして目的論的平等主義もとっていると考えるのが自然である(平等主義の両ヴァージョンについては橋本 [2003] 106 -108ページを見よ)。

パーフィットが平等主義と比較する「優先性説」とは、「人々に利益を与えることは、その人々の状態が悪ければ悪いほど重要である」(Parfit [2000], p. 101)という見解である。

ここで「状態が悪ければ悪いほど」というのは、他の人々と比べて相対的に悪いという意味ではなくて、絶対的な基準で悪いという意味である。平等主義が人々の暮らし向きの間の相対的な関係である(不)平等を重視するのに対して、優先性説は人々の絶対的な尺度での暮らし向きを重視する。

ただし暮らし向きの悪い人の状態の向上にどれだけの優先性を与えるかについては、優先性説の内部でも違った見解がある。一番極端な見解は、一番恵まれない人に絶対的な優先性を与えよというレクシミン原理で、ロールズの「格差原理」はこれにあてはまるという解釈もできる。優先性説のもっと限定されたヴァージョンは、暮らし向きが(絶対的な基準で)悪ければ悪いほど、その人の効用に道徳上大きなウェイトを与えるべきだ、というものである。そうすると〈皆が貧しい社会では、その中でも特に貧しい人の状態を向上させるべき強い道徳的理由があるが、富の大きな較差がある豊かな社会の中では、相対的に貧しい人々でもそれなりの暮らしをしているから彼らに財を分配すべき理由は弱い〉という帰結が生ずる。むろんそのウェイトの置き方についても、レクシミンに接近するほどの優先性を認めるものから、他の事情が同じ場合のタイ・ブレイカーとしての役割しか与えないような控えめなものまで、無数のヴァージョンがありうる。

優先性説は平等それ自体に価値を置かないとはいえ、平等主義と同様、結果的には不平等を小さくするような分配を支持する傾向があるから、パーフィットはそれを「非関係主義的平等主義」とも呼ぶ(Ibid., p. 106)。しかし優先性説は、現状よりも一層不平等な分配を要請することもありうる。たとえば優先性説の中でも一番平等をもたらしやすいレクシミン原理をとった場合でさえ、一番恵まれない人々の状態をそれ以上改善できない場合、この原理は二番目に恵まれない

人々の状態の改善を要求し、従って両者の集団の格差はむしろ拡大するのである。優先性説は、前節で批判した、分配的正義論がすべて何らかのタイプの平等 論として理解できるという主張への反証になっている。

パーフィットは平等主義と比較して優先性説を明示的に支持しているわけではない。だが私は、優先性説はレベリング・ダウンの反論を免れており、しかも直裁に人間の不幸を軽減しようという動機に出ているところから、平等主義よりも説得力があると考える。実際、パーフィットが指摘しているように、トマス・ネーゲル(Nagel [1979], ch. 8)など「平等」を唱える論者の多くはパーフィットの意味での平等主義と優先性説との相違に気づいておらず、実際には優先性説を唱えている。だが彼らが平等主義の用語法に訴えかけているために、平等主義は議論において「不当利得」を得ているのである。

ただ優先性説も、暮らし向きのよい人々の間でさえ分配的正義が分配を要求するように考えている点では問題がある。これに対して、暮らし向きがある程度以上になればもはや強制的な分配はいらないとするのが、ハリー・フランクファートが提唱する十分性説である。

#### 3 十分性説

十分性説の中心的な主張は次の文章に表現されている。

「経済的な平等は、それ自体としては、特に道徳的に重要なものではない。経済的財産の分配については、道徳の観点から本当に重要なことは〈誰もが同じものを持つ〉ということではなくて、〈誰もが十分に持つ〉ということである。もし誰もが十分に持つならば、誰かが他の人々よりも多くを持つかどうかは道徳的に重要でない。」(Frankfurt [1988], pp. 134f.)

フランクファートが十分性説と対照させて経済的平等主義を批判する理由は次 のようなものである。

「平等に配慮すべき強力な道徳的理由があると信ずることの誤りは、決して無害なものではない。……

人々が平等それ自体に夢中になればなるほど、彼らが特定のレベルの収入あるいは富で満足しようとする程度は、彼ら自身の利益とニーズによってではなく、

他の人々が使える経済的利益の大きさだけによって導かれるようになる。このようにして平等主義は、人々のそれぞれの性質と個人的環境が生じさせる要請の評価から彼らの注意をそらさせる。平等主義はその代わりに、人々自身の生の固有の特徴が意味を持たないような計算によって決定される経済的支援のレベルを強調するのである。」(Ibid., pp. 135f.)

私は十分性説の基本的な発想が説得力を持つと思うが、十分性説の具体化は困難をはらんでいる。

この説への何よりも自然な疑問は「いったい何を持てば『十分』といえるのか?」というものだろう。「厚生への機会の平等」を主張するアーヌソンは、道徳的に十分といえる程度を特定するようないかなる自然な方法も存在しないとして十分性説を批判し、さらにセンやナスバウムが提唱する社会正義への「ケイパビリティーズ・アプローチ」は平等主義よりも十分性説と結びつきやすいとしてケイパビリティーズ・アプローチをも批判している(Arneson [2006])。

しかし本当に「十分」の程度について説得力のある閾値はありえないだろうか? フランクファートの見解を見てみよう。彼によれば、「十分」とは「もうこれ以上はほしくない」という意味ではない。もしその意味だったら、万人が十分なものを持つことなどとうてい不可能である。むしろ「『十分』という観念は限界に達することではなく基準を満たすことにかかわる。ある人が十分に金銭を持っているということは、彼がそれだけの金銭を持っていることに満足している、あるいは満足するのが合理的であるということを意味する」(Ibid., p. 152)。言い換えれば、十分であるということは「彼がそれ以上のものを得ることに積極的な関心をもつことを排除する」(Ibid., p. 153)のである。

では「十分」の内容は時代や社会によって変化するのだろうか? 十分性説を 世代間公平性のコンテクストで検討した経済学者のジョアキム・シルヴェスター は次のように書いている。

「〈十分よい〉のレベルは絶対的にも相対的にも定義できる。後者の場合、『誰もが十分な収入と富を持っているのは、誰一人として平均レベルのある部分よりも少なくしか持たないことがないときである、と規定することもできよう』 (Arneson)。絶対的十分性説は、短期間では一定の関心をひきつける。しかし私

見によれば、長期にわたるいかなる十分性説も相対的なものでなければならない。1930年にヘルスケアの十分なレベルでありえたものは、2005年にはもはや十分ではない。

これは〈何との関係で相対的なのか?〉という問いを先取りしている。無時間的なコンテクストでは、何らかの善あるいは善のインデクスにおける相対的な十分性は、人口の中でのその分配との関係で定義する――たとえば、その中間値あるいは平均のあるパーセンテージとして――のが一番自然である。……しかしテクノロジーの発展がある限り、この基準を未来に無限に伸ばすことはできない。」(Silvestre [2005], sec. 3.2)

シルヴェスターは結局、十分性はその社会の中間値か平均を指標に、それをいくらか割り引いたものとして定義されるべきだと主張しているのである。実際しばしば社会的な統計では、ある国の平均的な所得の一定の割合よりも少ない収入しか得ていない人々が貧困層とされている。だがこの結論は〈大切なのは他人との関係における平等ではなくて、本人にとってのニーズがどのくらい満たされているかだ〉という十分性説の基本的な発想と衝突する。

私は十分性の内容の具体的決定については次のように考える。第一に、〈十分性のレベルは生物学的指標から決定されるべきだから、どんな時代でも社会でも変わらない〉と主張することも理論的には不可能でない。たとえばわれわれは野生動物の「健康さ」についてはそのように考えやすい。人間についても、ある一定量の栄養を取れること、ある年齢まで生きられること、重い病気や障害を持たないこと、といった指標を設定できるかもしれない。

だがそう主張することは、人間の生物としての側面ばかりを見て、人間が社会の中で生きる存在であるということを軽視しているようである。だから私は社会によって十分性のレベルが変わるということを認めたい。しかしその場合でも、考慮に入れるべきなのは、その社会で利用できるテクノロジーとか自然条件とか天然資源とか人口とかいった、いわば物理的な要素だけである。なぜならこれらの要素によって、その社会で技術的に可能な生活条件が決定されるからである。技術的に可能な生活水準が高くなれば、それに伴って十分性のレベルも高く設定すべきだろう。十分性とは分配的正義にかかわる規範的な概念だからである。

#### (46) 一橋法学 第6巻 第2号 2007年7月

しかしシルヴェスターが想定しているらしいように、その社会内部での分配の水準やパターンそのものが考慮されるべき要素だということにはならない。つまり、ある社会で何が「十分」かは、技術的な条件との関係で決まるという意味では確かに相対的だが(そのため、1930年に十分だったものが2007年には不十分だということもありうる)、しかし平均水準と比べてどうかといった、相対的比較の問題だと考えるべきではない。もしそういうふうに考えてしまうと、〈ある人がどの程度幸福かは、他人との比較で決まるのではない〉という、十分性説の根本的な発想が失われてしまう。つまり十分性は技術的条件との関係では相対的だが、分配のパターンとの関係ではそうでないのである。技術的条件を部分的に反映するデータとしてその社会における平均値や中間値を考慮することは許されるが、平均値や中間値がそれ自体として意味を持つのではない。

またシルヴェスターのような相対的定義によると、社会によって十分性のレベルが全く違ってきそうだが、それは行きすぎだろう。たとえば全員が20歳前で死んでしまう社会や誰もが慢性的に飢えている社会では、かりに約半数の人が平均寿命より長生きするとしても、また平均よりも多い食料を食べているとしても、誰一人として十分性のレベルに達しないと考えるべきだろう。そして生活水準の平均的向上に伴って、十分性のレベルに達しない人々の割合は少なくなってきたと考えるのも自然である。要するに、十分性のレベルを決めるに当たっては、人間の社会的な存在としての側面も、生物としての側面も、ともに考慮されるべきである。

元に戻って、フランクファートが具体的にどの程度の財産が「十分」だと考えているのかは必ずしも明白でないが(彼自身はリバタリアニズムを説いているわけではない)、十分性説の基本的な発想は最小限の福祉給付の正当性を認める穏健なリバタリアニズムと調和するものである。

なお人道主義的理由から一定限度の財の分配を認める私見のようなリバタリアニズムに対して、〈生活水準の向上がよいものだったら、それは多々ますます弁ずである。政府は最低限度の生活水準だけでなく可能な限り高い水準を万人に保障すべきではないか〉という批判をする人がいる。しかしもし生活水準の向上に何のコストもかからないならばその通りだろうが、実際には財の分配によってあ

る人の生活水準を向上させることは、必ず別の誰かから財を取り上げて生活水準を下げることになってしまう。

リバタリアンは消極的自由を尊重するものであり、その自由の中には財産権も含まれるのだから、自由な取引や譲渡から生じた財産を強制的に分配することは必要最小限にとどめなければならない。最低限度の生活の保障は必要最小限の道徳的要求だが、それを超えた生活水準の向上はそうではない。むしろ強制的な財の再分配を行う経済よりも自由市場経済の方が万人の生活水準を向上させる傾向がある。そして最後に、ここでは詳述できないが、再分配を行う福祉国家はさまざまな深刻な欠点を持ってもいるのである(森村「2004」144-153ページ)。

#### 4 再分配政策の実際の受益者は誰か?

この節の最後に、現実の政治で財の再分配が主張される場合、それは最も恵まれない人々の生活水準の向上のためであるよりも、多数派を占める中流の人々の利益のためであることが多い、ということを指摘しておこう。累進課税を批判するハイエクによれば、

「累進税の導入後、長い間それから利益を得たのはもっとも貧しい階級ではなく、もっぱら暮らし向きのよい労働者階級と、中産階級下層の人々であって、彼らが最大の投票者を占めていた。……

アメリカ、イギリス、フランス、プロシアにおける独立の研究が一致して指摘していることは、一般に最も多数の投票者を占めるのが中程度の所得の人たちで、彼らこそが最も軽い負担ですまされており、他方、より高額の所得者ばかりでなく、より低額の所得者が課税全体のうちでより過重な比例的負担をしたのである。」(Hayek [1960], pp. 311f.)

なぜ中流の人々の利害が政治で重視されるかというと、ハイエクが考えているように彼らが多数派だということもあるだろうが、それに加えて、中間層は投票でキャスティング・ボートを持つために大きな影響力を持ちやすい、という事情もあるだろう(Nozick [1974] 邦訳447-450ページ)。

そして『岩波現代経済学事典』(伊東 [2004])の「所得分布」の項目によれば、「多くの人にとって、実感としての不平等は、最上位5%程度の人の所得と平均

所得との差であり、ジニ係数よりも、所得分布の方が意味を持っている」そうである。つまり平均所得に近い「多くの人」が「不平等」という言葉で念頭に置いているのは、自分たちと大金持ちの間の格差であって、ごく貧しい人々と中間層以上の人々との間の格差ではない。不平等がこのように理解されているとすると、平等主義的再分配の実態が、本当に貧しい人々の生活の改善よりも中間層を利する手段になっていることは驚くに当たらない。たとえば今の日本で生活の「セイフティネット」が語られる時、それは貧困層の生活の保障ではなくて、中間層が貧困層に転落しないための保障を意味するのが普通である。

ごく貧しい人々への財の再分配は、十分性説でも正当化できる。その場合、富裕層も中流層もそれなりの寄与を求められるだろう。これに対して、平等主義は現実には、貧しい人々を助けるため以上に、富裕層から中流層への財の移転を正当化するために持ち出されているのである。

## IV 規範的デフォルト状態としての平等?

#### 1 運の平等主義と無羨望

第Ⅲ節1で指摘したように、平等主義者は正義の問題は結局のところ「何の平等か?」という問題に解消されるという誤った想定をしがちである。さらに彼らは、人々が何らかの利益において平等であるという状態が規範的議論の出発点であって、そこからの逸脱は何らかの仕方で正当化される必要があるという暗黙の想定をしていることが多い。言い換えれば、利益の平等がプリマ・ファキエな分配的正義の原理とされるわけである。

たとえばロールズの場合ならば、「格差原理」は何らかの不平等を認めるがその不平等は一番恵まれない人々のためになるから認められる、というわけである。それとは別に最近のドゥオーキンやコーエンやローマーのような「運の平等主義(Luck Egalitarianism)」(その検討として井上 [2002]、盛山 [2004]; [2006] 第5章がある。盛山はこの平等主義は日本語ではむしろ「責任―平等主義」と呼ぶのがよいとする)では、機会の平等は保障しなければならないが本人の責任に帰すべき選択の結果生じた不平等は平等化する必要はない、と考えるのである。また少なくない経済学者はどういうわけか、平等あるいは「無羨望(no-envy)」

という意味での衡平と効率の二つが、そしてその二つだけが、厚生経済学において考慮されるべき価値であるかのように論ずることが多い。

「無羨望」というのは通常、誰も他人の財を自分の財よりも選ぼうとしない状態を意味する。経済学者がなぜこの概念を好んで使うかというと、それは効用の平等と違って、効用の個人間の比較可能性を想定していない(さらに、基数性でなく序数性しか想定していない)からであるらしい。「無羨望」はこの点で効用や機会の平等と同一ではないが、他の人々との相対的な比較(この場合の比較は各人の主観的な判断だが)を重視しているという点では共通する面を持っている。しかし財の分配について羨望がなくても、健康状態や性格など個人的性質での不平等は残るので、多くの平等主義者は「無羨望」の状態では不十分だと信ずるだろう。また彼らは効用が個人間で大ざっぱでも比較できると考えていることもあって、「無羨望」の概念を必要としていない。(「無羨望」基準に対する批判として、他にRoemer [1996] の邦訳20-21ページと「付録」も参照。)

#### 2 ロールズの「補償原理」

これらの平等主義者の議論では、利益の平等を規範的デフォルト状態とすることは多くの場合当然の前提とされていて、その推定を正当化しようとする試みはむしろ稀である。そのような数少ない例外として、ロールズが格差原理を擁護する議論をあげることができる。

ロールズは『正義論』の第17節「平等への傾向」の冒頭で、格差原理は「補償原理(the principle of redress)」の意図することを部分的に達成するという理由で前者を擁護する。ロールズによれば補償原理とは「功績によらない(undeserved)不平等は補償を要求するという原理である。そして出生や生来の能力の不平等は功績によらないから、これらの不平等はどうにかして補償されるべきなのである」(Rawls [1999], p. 86)というものである。そして彼はさらに言う。

「われわれはそれ以外のいかなる原理を奉ずるとしても、補償の要求は考慮に 入れられるべきである。それはわれわれの正義のとらえ方(our conception of justice)の中の諸要素の一つを表わしていると考えられる。」(Ibid.)

#### (50) 一橋法学 第6巻 第2号 2007年7月

私はロールズのこれらの断言に反して、補償原理はわれわれの多くの正義のとらえ方の中には含まれていないと主張したい。人々は(そして動物も)それぞれ異なった性質を持った個体として生まれついてくるから、能力や容貌や気質に相違があり、その結果として効用なり暮らし向きなりに相違が生ずるだろうが、それが不正だとどれだけの人が心から考えているだろうか? 私の知る限り、どんな極端な平等主義者も〈人々の容貌や気質は本人の責任でないから、この要素に起因する不平等は補償されねばならない〉とは主張しない。むしろ、こんな主張を平等主義の論理的帰結だなどと言ったら、大部分の平等主義者は〈そんなばかげた主張を我々に押し付けるな〉と抗議するだろう。しかし実際には、誰でも知っているように、気質は各人の主観的な幸福感を根底から左右するものであり、容姿は対人関係や社会的威信に甚大な影響を及ぼす。個人の幸福と利害に及ぼす気質や容貌の重要性は、平等主義者がもっぱら問題にする学歴や能力の重要性におさおさ劣るものではない。つまり誰も本気で文字通りに補償原理を信じてなどいないのである。

ロールズが言うように、生来の不平等が功績によらないということは本当だが、だからといって人々の持つ権利義務がすべて功績に基づいていなければならないということにはならない。(Nozick [1974] 邦訳353-376ページ。実際、ロールズ自身の正義の原理にしても功績の観念に基づいているわけではないのだから、生来的不平等が功績によらないという理由でリバタリアンな「自然的自由のシステム」をロールズが批判するのは首尾一貫しない。)人々が人権を持つのは、各人がその権利に値するからではない。人々が人権を持つ理由としては、各人が理性を持つとか、端的に人間だからとか、そのような権利を認めることが人々を幸福にするからといった候補が考えられるが、いずれにせよ功績(desert)とは関係がない。またほとんどの人は自分の身体に対する支配権を持っていると考えているが、それもやはり、自分はこの身体を持つに値すると考えているからでなく、それが値しようが値しまいが、自分の身体は自分の人格に属すると感じているからである。そしてしばしば誤解されがちだが、一部の保守主義者と違ってリバタリアンの発想によれば、財の所有についても功績の考慮は大部分の場合無関係である。自由市場で得られた財産権は所有者の道徳的な功績

のゆえに正当なのではなくて、無主物先占とか交換とか贈与といった、経済的自由の行使の結果だから正当なのである。だからといって功績という概念が全く無用になるわけではない。だが功績の考慮が働く道徳の領域は、賞賛や非難(の可能性)にかかわる分野だけに限られる。

われわれの多くは、経済的自由を制約してでも強制的な財の分配を場合によっては正当化しうる理由として〈誰であれ自分の責任でもないのに悲惨な状態にあるべきではない〉と信じているだろうが、これはロールズのいう補償原理とは別物である。その信念は他の人々との関係における不平等ではなしに、その人個人の悲惨な状態に関心を向けているからである。すべての人々が等しく飢餓や病気に苦しんでいるとしたらそこには何の不平等もないが、それは何とかして避けられるべき状態であり、その一方、裕福な人々の間での不平等は功績と関係がなかろうが、補償を必要とするとは考えにくい。

以上は分配的正義において平等を出発点におく発想への反論だが、平等主義にはほかにも、第Ⅲ節で紹介した、パーフィットやフランクファートがあげたような難点が存在する。

#### 3 代替的出発点

平等がデフォルトの出発点でないとすると、では何が出発点と考えるべきだろうか? それは道徳以前のホッブズ的無規範状態であるか、(自律の前提たる)自己所有権の認められたロック的自然状態と考えるのが適当である。

規範倫理学への基本的なアプローチとして、道徳以前の状態から出発して、各人が持っている自己利益への配慮によって道徳の有用性を説明しようとするならば、ホッブズ的無規範状態から出発するのが自然である。現代の正義論でこのアプローチをとる代表的な著作は、ブキャナンの『自由の限界』(Buchanan [1975])である。

これに対して、現実に生きている人間(の大部分)はすでに何らかの道徳の感覚を備えているというのが事実なのだから、自己利益の観点からの合理性だけでなく、道徳的な直観や説得力も重視すべきだというアプローチも可能である。こちらのアプローチを取った場合、大部分の人々は、各人は自分の身体に対する支

配権を持つという自己所有権を認めるだろうが、外界の資源の道徳的地位はもっと問題がある。それを本来無主物かそれに近い状態にあると考えるのが標準的なリバタリアンで、平等に分配されるべきものと考えるのが(初期スペンサー=)ジョージ主義的左翼リバタリアンだが、本稿ではこれらの見解の検討には立ち入れない。(左翼リバタリアニズムについては、Vallentyne and Steiner [2001a]; [2001b] が便利なアンソロジーである。この二巻本のアンソロジーにはもれているが、標準的リバタリアンからジョージ主義に向けられた詳細な批判はRothbard [1970], ch. 4, sec. 5.に見られる。また私は森村 [2006b] で、ジェファーソンの左翼リバタリアン的見解を紹介した。)いずれにせよ、各人は自己の身体への正当な支配権を持っているというのが大部分の人間社会で共有されている正義感覚であり、その感覚を尊重することに反対する十分な理由がない以上、道徳理論は無規範状態よりも自己所有権から出発するのが一層自然であると私は考えている。

## V 分配されるものの量は一定だという想定

## 1 序

これまでの部分では平等論者がしばしば当然視している十分な根拠のない道徳的前提を批判したが、平等論者がとっている前提の中には、経験的な事実に関する深刻な誤りを含んでいるものもある。それは〈分配される財(goods)や負の財(bads)の量は一定で、増えも減りもしない〉というものである。この前提も、明示的に擁護されるというよりは無意識のうちに当然視されていることが多い。平等論者が珍しくこの前提をはっきり述べている例として次の文章があげられる。

「同じものをどのように分割しても総量は同じでしかない。こんなことで間違えるはずはないと思うのだが、例えば家族が無償で行っていることを有償にすることを巡る議論にはこの間違いがある。なされてきたことを社会的な負担のもとに置くこと、有償化し、社会化すること自体は負担の総量の増加を意味しない。」(立岩 [2004] 19ページ)

ここでは家事労働の社会化には触れられないが、ともかく政府による財と負担

の分配は、立岩が言うような「同じものを分割する」という問題ではない。それ は次の二つの仕方で、分配される財の総量を減らし、負担をふやしてしまうから である。従って、財の分配についてよく用いられる〈パイの分割〉という比喩も 不適当である。なおここではサーヴィスも「財」に含めることにする。有形の財 も無形のサーヴィスも、利用者にとって価値を持つことは同じだからである。

#### 2 直接的費用

財の生産は(さらに言えば損失も)それぞれローカルな現場で生ずる。分配される財は始めから「社会」とか「国家」といった分配者の支配下に存在するわけではない。財の分配のためには、中央政府であれ地方政府であれ、政府機関が社会の隅々に監視の目を抜かりなく注ぎ、財の所持者の抵抗を排してかき集めてこなければならない。そのためには巨大なコストが必要だし、徴収への抵抗のためにも努力がなされる。そのことを認識するためには、税務署と税理士の存在と、個人と会社があの手この手を使って行う脱税・節税の努力を考えるだけでいい。財の再分配のために生ずるこれらの費用は非生産的なものであって、分配される財の総計を減少させている。なおその費用は比例税よりも累進税の方がはるかに大きくなるという事実にも注意すべきである。所得税関係の弁護士の仕事の多くは税が累進的だという事実から来ていると言う専門家もいる(Hayek [1960]、ch. 20 n. 31)。

さらに財や負担を、格差原理でも機会の平等でもいいから特定の分配的正義の 原理に従って分配するためには、分配機関は対象となるすべての人の内的性質と 外的状況について大変な知識を持っていなければならない。そのような情報の獲 得のためには多額の費用と、しばしば強制力の行使とを必要とする。

## 3 間接的費用

もっと長期的にみると、分配、特に累進的な分配は財の生産を妨げるような影響を及ぼすので、分配のない場合より生産量を減らすということもよく指摘される。これは今指摘した直接的費用と区別して、分配が持つ長期的な機会費用であって、間接的費用と呼ぶことができよう。むしろ一般には分配の弊害を指摘す

るに当たって直接的費用よりもこの間接的費用が持ち出されることが多いようだ。その中でも一番よく聞くのは、分配は生産へのインセンティヴを減らしてしまうという議論である。たとえばミーゼスは言う。

「収入分配の平等を主張する人々は、分配されるものの総量、つまり社会の労働の産物が分配のされ方から独立ではないという極めて重要な点を見過ごしている。……我々の社会秩序において富の不平等が可能だからこそ、またそれが最少の費用でできるだけたくさんのものを生産するように万人を刺激すればこそ、今日の人類は今手にはいる消費のための富の総体を利用できるのである。もしこのインセンティヴが破壊されたら、生産性は大幅に減少し、平等な分配が個々人に割り当てる分量は、今日最も貧しいものが得ているものよりもはるかに少なくなるだろう。」(Mises [1985], p. 31)

だがこの議論は、おおざっぱに言えば妥当する場合が多いとしても、妥当しない場合もあるだろう。〈分配のための負担が小さくなって賃金率が高くなればなるほど人はたくさん労働する〉とは限らないからである。たとえば労働の供給量は「後方屈伸供給曲線」を描くと言われる。これはどういうことかというと、賃金率がある高さに上昇するまで労働者は一層多くの労働を供給するが、その点を超えると、労働者はむしろ労働と代替関係にある余暇を選択するから、賃金率が高くなるほど労働の供給量は減少する、ということである。時給3000円で働いている人は、その賃金率が倍になったらもっと働くのではなしに労働時間を少なくして余暇を楽しむ方を選ぶかもしれない。そしてどの賃金率を境にして労働供給曲線が屈伸するかは人によって大差がある。そのため、世の中には分配のために今以上に所得を取り上げられた方が一層労働するような人もいるだろう(Murphy and Nagel [2002] 邦訳23-24、77ページも参照)。

こういった事情があるから、累進的分配が常に労働へのインセンティヴを殺ぐ というわけではない。だがそれが労働と資源の非効率な配分に至るということは 言える。ハイエクは言う。

「[累進課税を批判してインセンティヴを持ち出す] この反論は〈その結果として人々が熱心に働かなくなる〉というものであるよりも、〈さまざまな活動に対する純報酬の変化が彼らのエネルギーの向け方をそらし、累進税がなかった場

合よりも有用でない活動に向けてしまう〉というものである。」(Hayek [1960], p. 317)

累進課税は、たとえば芸術家や投資家の活動のように毎年の所得を平均化できない活動や冒険的な事業に不利益な差別をして、固定給を得る活動を優遇している。

またもっと根本的には、たとえ分配制度が累進的でなくても、それは本人に無形の利益をもたらす活動よりも金銭的な利益をもたらす活動に対してマイナスの影響を与える。バーネットが指摘するように、

「体系的な再分配政策は、本来的にその者に満足を与えるのでない活動に従事する人々へのインセンティヴを掘り崩す。多分、主には他者向きのサーヴィスに従事する活動のほとんどは、このカテゴリーに入るだろう。本来的に報いのあるわけでない他者に関わる活動は、自己に関わる活動よりも多くの金銭的報いを必要とする。」(Barnett [1998] 邦訳356ページ(強調は原文)。またNozick [1974] 邦訳286-287ページも見よ)

そして他者に関わる活動とは、何も特殊な活動ではない。自給自足で生活しているわけでないわれわれの労働の大部分はそういうものである。

ここまでは分配が**財**の総量を減らすということを指摘したが、分配が**負担**の総量を増やすということも無視できない。なぜなら負担を作り出した人が自分でその負担を負う場合に比べて、負担が社会的に分配される場合の方が、人々は負担を作り出す傾向があるからである。公害を排出する企業は、自社がその費用を負担する必要がなくて社会が負担してくれるとなったら、一層大量の公害を排出するだろう。平等主義者が嫌う傾向がある「自己責任」という観念の根拠の一つはここにある。

分配に伴う直接的費用と間接的費用というこの二つの事情を無視して、生産資源の配分と生産成果の分配とを相互に無関係な問題と考えることはできない。 〈資源配分は効率性をめざし、所得分配は公平を目指すべきだ〉というのが経済学で有力な発想だが、これは第IV節で指摘した自己所有権の要請を無視しているだけでなく、資源の配分と成果の分配とが無関係であるかのようにみなす点でも欠陥がある。さらに言えば多くの財は、資源にもなれば消費のための財にもな る。人は自分の土地を庭としても使えるし、農地としても使える。このような財 の場合、配分と分配は相互に影響を与えているどころではなくて、同じ行為の 別々の側面にすぎない。

#### 4 強制的分配の反生産性

強制的分配に伴う直接的費用と間接的費用のために、財の分配は消極的に「非 生産的」であるどころか、積極的に「反生産的」である。

誰も他人の権利を侵害しない限り好きな生き方をする自由があるから、生産的であるように強制されるべきではない。強制労働は典型的な人権侵害である。従ってパラサイトや居候や隠者や年金生活者のように非生産的であっても一向に構わない――扶養を必要とする場合は、その扶養者が自発的にそうしている限り。フリーターは社会的な労働力の損失などというのは余計なお世話である。しかし自分が非生産的であることは自由でも、他の人々の生産を妨げることはまた別である。それは社会の中で享受されるはずの富を減少させてしまう。政府による財の分配は単に強制的であるばかりでなく、反生産的な活動でもあるのだから、それについては一層強力な正当化が要求されるべきである。

## VI 結語

多くの平等主義的分配主義者の大きな欠陥は、G. A. コーエンのような徹底した平等主義者以外の大部分の人々が自己所有権の権利意識と正義感覚を持っているという明白な事実を無視あるいは軽視しているところにある。(ただしコーエン自身はこの欠陥から免れているが、自己所有権原理を克服されるべきブルジョア・イデオロギーだと考えている。)彼らはそのかわりに、自分自身の平等主義の正義感覚と権利意識を動かせないデータであるかのように扱って「我々の熟慮された判断」と呼んだりする。

しかしこういった素朴で根本的な正義感覚や権利意識はさらに遡って理論的基礎づけを与えることが難しいものだから、それを評価するためには、①それが持っている直観的説得力と、②その暗黙の前提(そういったものがあるとして)の正当性と、③それがもたらす帰結の受け入れやすさを考慮すべきである。(た

だしこの三つはしばしば明確に区別することはできずからみあっている。たとえば、ある正義原理の暗黙の前提を明るみに出してみると、それは直感的に説得力がないし、その帰結も破壊的であるということがあるだろう。)

私はこの三つのいずれの点でも自己所有権論は平等主義の分配論より優れていると考えているが、①と③についてはすでに書いた(森村 [2006a]、特にⅢ)ので、本論では特に②に重点を置いて平等主義の分配論を批判したわけである。だが私は本論の議論が骨の髄からの平等主義者を納得させるとは期待しない。平等主義者は本論の議論の多くを受け入れても、やはり分配における平等という価値には無上の価値があると信じているかもしれない。私の希望はもっと控えめなものであって、本論が分配的正義における平等論者の信念をゆるがせ、リバタリアンに確信を与え、そのどちらでもない読者には無反省な平等主義への免疫を与えることである。

#### 参考文献 (本文中言及していないものも少数含む)

伊東光晴(編)[2004]『岩波現代経済学事典』岩波書店

井上彰 [2002] 「平等主義と自由」佐伯啓思 = 松原隆一郎(編) 『〈新しい市場社会〉 の構想』新世社

蔵研也[2007]『リバタリアン宣言』朝日新書

盛山和夫 [2004] 「福祉にとっての平等理論」 塩野谷祐一=鈴村興太郎=後藤玲子 (編)

『福祉の公共哲学』東京大学出版会

盛山和夫 [2006] 『リベラリズムとは何か』 勁草書房

立岩真也 [2004] 『自由の平等』岩波書店

永井均「2003」『倫理とは何か』産業図書

橋本祐子 [2003] 「福祉国家と平等主義」 『同志社法学』 55巻1号

森村進 [1995] 『財産権の理論』 弘文堂

森村進 [2001] 『自由はどこまで可能か』 講談社現代新書

森村進 [2004]「リバタリアンが福祉国家を批判する理由」塩野谷祐一=鈴村興太郎

=後藤玲子(編)『福祉の公共哲学』東京大学出版会

森村進(編著)[2005]『リバタリアニズム読本』勁草書房

- 森村進 [2006a] 「自己所有権論の擁護――批判者に答える――」『一橋法学』5巻2号 森村進 [2006b] 「「大地の用益権は生きている人々に属する」――財産権と世代間正 義についてのジェファーソンの見解――」『一橋法学』5巻3号
- Arneson, Richard [2006], "Distributive Justice and Basic Capability Equality: "Good Enough" Is not Good Enough" in A. Kaufmann (ed.), *Capabilities Equality: Basic Issues and Problems*, Routledge.
- Barnett, Randy E. [1998], The Structure of Liberty: Justice and the Rule of Law, Oxford U. P. [嶋津格 = 森村進監訳『自由の構造』木鐸社、2000年]
- Buchanan, James [1975], The Limits of Liberty: Between Anarchy and Leviathan, U. of Chicago P. [加藤寛監訳『自由の限界』秀潤社、1977年]
- Cohen, G. A. [1995], *Self-ownership*, *Freedom and Equality*, Cambridge U. P. [松井暁=中村宗之訳『自己所有権・自由・平等』青木書店、2005年]
- Dworkin, Ronald [2000], *The Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard U. P. [小林公ほか訳『平等とは何か』木鐸社、2002年]
- Epstein, Richard [1985], *Takings*, Harvard U. P. [松浦好治監訳『公用収用の理論』木 鐸社、2000年]
- Frankfurt, Harry [1988], "Equality as a Moral Ideal", in his *The Importance of What We Care About*, Cambridge U. P.
- Gauthier, David [1986], *Morals by Agreement*, Oxford U. P. [小林公訳『合意による道徳』 木鐸社、1999年〕
- Hayek, Friedrich [1960], *The Constitution of Liberty*, U. of Chicago P. [篠塚信吾ほか訳『ハイエク全集5-7 自由の条件』春秋社、1986-87年]
- Idem [1976], *The Mirage of Social Justice*, Routledge. [篠塚信吾訳『ハイエク全集9 法と立法と自由Ⅱ 社会正義の幻想』春秋社、1987年]
- Kymlicka, Will [2002], Contemporary Political Philosophy: An Introduction, 2<sup>nd</sup> ed., Oxford U.P. [千葉眞= 岡崎晴輝ほか訳『新版 現代政治理論』日本経済評論社、2005年]
- Mises, Ludwig von [1985], *Liberalism: The Classical Tradition*, The Foundation for Economic Education. [*Liberalismus*, 1927 の英訳]
- Murphy, Liam and Nagel, Thomas [2002], The Myth of Ownership, Oxford U.P. [伊藤恭

- 彦訳『税と正義』名古屋大学出版会、2006年]
- Nagel, Thomas [1979], *Mortal Questions*, Cambridge U. P. [永井均訳『コウモリであるとはどのようなことか』勁草書房、1989年]
- Nozick, Robert [1974], *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books. [嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社、1992年]
- Parfit, Derek [2000], "Equality or Priority?", in M. Clayton and A. Williams (eds.), *The Ideal of Equality*, Macmillan.
- Pojman, L. P. and Westermoreland, R. (eds.)[1997], *Equality: Selected Readings*, Oxford U. P.
- Rawls, John [1999], *A Theory of Justice*, 2<sup>nd</sup> ed., Harvard U. P. [矢島欽次ほか訳『正義論』 紀伊国屋書店、1979年]
- Roemer, John E. [1996], *Theories of Distributive Justice*, Harvard U. P. [木谷忍=川本隆史 訳『分配的正義の理論』木鐸社、2001年]
- Rothbard, M. N. [1970](1977), Power and Market: Government and the Economy, Institute of Human Studies.
- Idem [1982](1998), The Ethics of Liberty, New York U. P. [森村進ほか訳『自由の倫理学』 勁草書房、2003年]
- Sen, Amartya [1992], Inequality Reexamined, Oxford U. P. [池本幸生ほか訳『不平等の再検討』岩波書店、1999年]
- Silvestre, Joachim [2005], "Intergenerational equity and human development", Unpublished. (J. E. Roemer and K. Suzumura (eds.), Intergenerational Equity and Sustainability, Palgrave, 2007. に収録されたが、こちらは未見)
- Singer, Peter [1979], *Practical Ethics*, Cambridge U. P. [山内友三郎=塚崎智監訳『実践の倫理』昭和堂、1991年]
- Temkin, Larry S. [1993], Inequality, Oxford U. P.
- Idem [2000], "Equality, Priority, and the Levelling Down Objection", in M. Clayton and A. Williams (eds.), *The Ideal of Equality*, Macmillan.
- Vallentyne, P. and Steiner, H.(eds.)[2001a], The Origins of Left-Libertarianism, Palgrave.
- Idem [2001b], Left-Libertarianism and Its Critics, Palgrave.

## (60) 一橋法学 第6巻 第2号 2007年7月

Wolff, Jonathan [2003], "Economic Justice", in H. LaFollette (ed.), *The Oxford Handbook of Practical Ethics*, Oxford U. P.